



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年9月14日 No.518

「現業機関における新たな役割について」団体交渉で解明をしました！

東日本ユニオンは、9月14日に申第2号「会社提案『現業機関における新たな役割について』に関する申し入れ」について経営側と団体交渉を行いました。

提案以降、現場視点で組合員と共に議論・検討を進めてきました。申第2号、24項目の交渉を通じ、施策の具体的内容を明らかにしました。

【イノベティブスタッフを新設する目的】

現業機関と企画部門の融合に向け、現業機関における一般社員の中心として管理者を補佐し、箇所における様々な担務を取りまとめ、業務遂行の中心的な役割を担う。

現業機関に限定した理由は

◇支社・本社に限っていた企画部門が再編により今後は現業機関に融合していくので現業機関とした。

実施期日について

◇組織の再編で企画部門の融合に合わせて、役割に期待をすることを踏まえ10月1日に実施とした。

【発令の基準・役割】

指定人数及び指定基準は

◇指定人数は職場の規模（人数・業務）による、イメージとして職場で数名を指定していく。

任期等の期間指定をしたものではない。現場によって0名というケースもある。

◇基準は一般社員の中心として「とりまとめ」「系統を越えた連携」を担える人を指定していく。

◇指定行為であり、発令や手当が絡むことから現場長と支社・本社の各機関が連携し決定していく。

◇指定は発令になり、その他の役割や発令と重複することはない。

役割について

◇役割であり、イノベティブスタッフも職責に応じた普段の業務をしていく、新たな価値をつくる中心として活躍をしてほしい。

◇管理者の補佐とあるが、職責がもつ業務はその職責が行う。業務遂行におけるフォローをしていく。

◇指揮命令系統は就業規則に則る。

◇業務主務の方は基本的にイノベティブスタッフに移行していく。



【手当関係】

新たなジョブローテーション、キャリア加算について

◇イノベティブスタッフは役割であり担務や区分ではない。キャリア加算は現行制度により扱う。

◇担務ではないので新たなジョブローテーションの同一担務10年に該当はしない。

◇二次発令は重複しても職務手当の併給はしない。

◇職務手当は重複する場合は支給額が高い方を支給する。

**全ての社員が「多様な働き方」「柔軟な働き方」を担う
現場視点から職制による業務、役割を考えていこう！**